随意契約及び比較見積書省略理由書

業務名　大阪府立吹田東高等学校体育館剣道場床張替工事

体育館１階剣道場は体育の授業で体操競技などを行う場として、また各種クラブ活動を行う場として使用していたが、体育館は開校当時のもので建築後 50 年以上経過しているため元々床板にすき間やくぼみがあるなど老朽化が進んでいた。そのような中、本年４月末に発生した大雨により体育館が漏水被害を受け、以前から傷みのあった床板が水に浸かったため床全体にくぼみやたわみ、すき間が生じて体育の授業等を行う場として使用することができない状態となった。

体育の授業やクラブ活動を行う場が激しく損傷し、危険な状態で生徒が使用することができないことは学校教育上問題であり、すぐに復旧させる必要がある。

専門業者に損傷した床をどのように修理すべきか調査を依頼したところ、剣道場の床全面で床板の老朽化と浸水による損傷が激しいため既存の床板を修繕することは不可能で、新しい床板に張り替える必要があるとのことであった。

剣道場は学校の体育授業等に不可欠の施設であり、可能な限り速やかにその機能回復を図る必要があるが、通常どおり入札を行って改修を行うとすると、設計と施工で１年以上要することが見込まれ、その間ずっと使用できない状態が続き、授業実施に重大な支障が生じる。このため、業者から上記調査内容のとおり床板を新しいものに張替える内容の見積を徴して、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号の規定に基づき随意契約を締結することとする。

また、体育教育及びクラブ活動を行う場が安全な状態でないことは、施設管理上重大な支障をきたすものであり、緊急に機能回復させる必要があるため、財務規則及びその運用第 62 条関係第２項第 10 号により比較見積書を省略する。